

国自安第11号の2  
国自旅第44号の2  
国自整第27号の2  
令和2年5月12日

四 国 運 輸 局  
自 動 車 交 通 部 長 殿  
自 動 車 技 術 安 全 部 長 殿

自動車局安全政策課長

旅 客 課 長

整 備 課 長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった  
事業用自動車の定期点検について（適用期間の延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号により通知しているところである。

今般、政府の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを踏まえて、新型コロナウイルス感染症の影響によるバス、タクシー及びハイヤーの利用者減少が改善される状況にないことから、本取扱いの適用期間を令和2年9月30日までとしたので了知されたい。

また、休車期間を令和2年6月30日までとして申請している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を同年9月30日までと読み替えるものとする。

なお、本通達は、関係団体宛に通知していることを申し添える。

別 添

国自安第 1 1 号  
国自旅第 4 4 号  
国自整第 2 7 号  
令和 2 年 5 月 1 2 日

公益社団法人日本バス協会会長 殿  
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局  
安全政策課長  
  
旅 客 課 長  
  
整 備 課 長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった  
事業用自動車の定期点検について（適用期間の延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和 2 年 3 月 3 1 日付け国自安第 2 1 5 号、国自旅第 3 3 3 号、国自整第 3 5 7 号により通知しているところです。

今般、政府の緊急事態宣言が 5 月 3 1 日まで延長されたことを踏まえて、新型コロナウイルス感染症の影響によるバス、タクシー及びハイヤーの利用者減少が改善される状況にないことから、本取扱いの適用期間を令和 2 年 9 月 3 0 日までとしますのぞ了知されるとともに、貴会傘下会員に対して周知願います。

また、休車期間を令和 2 年 6 月 3 0 日までとして申請している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を同年 9 月 3 0 日までと読み替えるものとします。

なお、本通達は、各地方運輸局及び沖縄総合事務局宛に通知していることを申し添えます。